

# 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における

## 自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）

（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	昼 間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜 間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで 〕
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

（等価騒音レベル）

昼 間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜 間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで 〕
75 デシベル	70 デシベル

（備 考）

1. 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
  - ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - ・ 2 車線を越える車線数を有する幹線交通を担う道路 20 メートル